

令和7年度

帯広市一般廃棄物 処理実施計画

令和7年3月

帯 広 市

【目 次】

第1章 計画の基本的事項	1
1 基本方針	1
2 対象地域	1
3 対象廃棄物	1
4 計画期間	1
第2章 ごみ処理実施計画	2
1 ごみの処理計画量	2
2 排出抑制・再資源化の方策	4
3 廃棄物の種類、排出・収集計画	7
4 処理主体	12
第3章 生活排水処理実施計画	14
1 し尿、浄化槽汚泥等処理計画量	14
2 収集・運搬計画	14
3 処理主体	14
【参考】 関連法令抜粋	15

第1章 計画の基本的事項

1 基本方針

本計画は、「帯広市一般廃棄物処理基本計画（令和2年度～令和11年度）」（以下「基本計画」という。）を推進するため、令和7年度において必要な施策を定めるものです。

2 対象地域

本計画の対象地域は、本市全域とします。

3 対象廃棄物

本計画において対象となる廃棄物は、本市において家庭及び事業所より排出される一般廃棄物及びあわせ産業廃棄物とします。また、基本計画と同様に、「ごみ処理実施計画」及び「生活排水処理実施計画」により構成します。

4 計画期間

本計画の期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとします。

第2章 ごみ処理実施計画

1 ごみの処理計画量

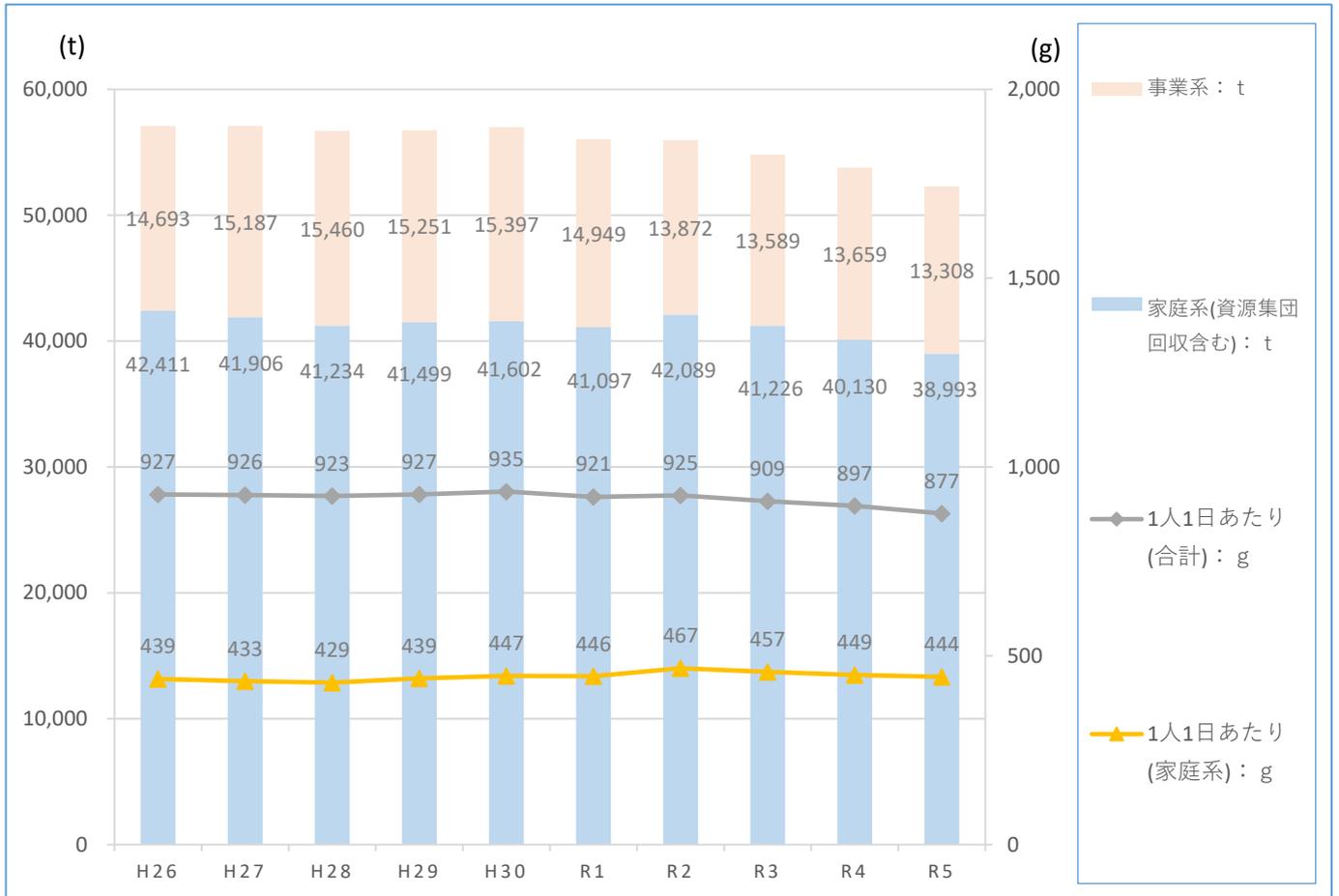
過去10年間のごみの総排出量及び1人1日あたりのごみ排出量は、2020（令和2）年度まで概ね横ばい傾向にありましたが、2021（令和3）年度以降は減少傾向にあります。また、1人1日あたりの家庭ごみ排出量は、同期間において横ばい傾向にあるなか、2020（令和2）年度にやや増加したのち、2021（令和3）年度以降は減少傾向にあります。本年度は基本計画の目標値を見据えて、ごみ減量・資源化施策を推進します。

【ごみ排出量（令和7年度計画量）】

区分		排出量※	備考
可燃ごみ	家庭系	18,289 トン	
	事業系	13,193 トン	
	計	31,482 トン	
不燃ごみ	家庭系	5,581 トン	大型ごみ、有害危険ごみを含む。
	事業系	479 トン	
	計	6,060 トン	
資源ごみ	家庭系	6,562 トン	
ごみ排出量	家庭系	30,432 トン	
	事業系	13,672 トン	
	計	44,104 トン	
資源集団回収量		6,436 トン	
総排出量		50,540 トン	
1人1日あたりのごみ排出量		850 グラム	総排出量÷人口÷1年の日数
1人1日あたりの家庭ごみ排出量		402 グラム	(家庭系可燃ごみ+家庭系不燃ごみ)÷人口÷1年の日数

※ 基本計画における計画量

(過去 10 年間のごみ排出量の推移)



		H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
可燃ごみ (t)	家庭系	21,210	20,645	20,334	20,741	20,603	20,547	21,042	20,736	20,213	19,779
	事業系	14,117	14,654	14,950	14,720	14,869	14,400	13,414	13,109	13,221	12,854
	計	35,327	35,299	35,284	35,461	35,472	34,947	34,456	33,845	33,434	32,633
不燃ごみ (t)	家庭系	5,853	6,067	5,989	6,155	6,678	6,577	7,228	6,841	6,721	6,684
	事業系	576	533	510	531	528	549	458	480	438	454
	計	6,429	6,600	6,499	6,686	7,206	7,126	7,686	7,321	7,159	7,138
資源ごみ (t)	家庭系	7,210	7,283	7,375	7,396	7,360	7,599	7,865	7,980	7,950	7,781
ごみ排出量 (t)	家庭系	34,273	33,995	33,698	34,292	34,641	34,723	36,135	35,557	34,884	34,244
	事業系	14,693	15,187	15,460	15,251	15,397	14,949	13,872	13,589	13,659	13,308
	計	48,966	49,182	49,158	49,543	50,038	49,672	50,007	49,146	48,543	47,552
資源集団回収量 (t)		8,138	7,911	7,536	7,207	6,961	6,374	5,954	5,669	5,246	4,749
総排出量 (t)	家庭系	42,411	41,906	41,234	41,499	41,602	41,097	42,089	41,226	40,130	38,993
	事業系	14,693	15,187	15,460	15,251	15,397	14,949	13,872	13,589	13,659	13,308
	計	57,104	57,093	56,694	56,750	56,999	56,046	55,961	54,815	53,789	52,301
1人1日当たりのごみ排出量 (g)		927	926	923	927	935	921	925	909	897	877
1人1日当たりの家庭ごみ排出量 (g)		439	433	429	439	447	446	467	457	449	444

2 排出抑制・再資源化の方策

基本計画に掲げる3つの基本方針を促進する施策について、市民、事業者、行政が共通の認識を持って取組を進めます。

◆基本方針1 「ごみの発生抑制と再使用の促進」

施策	概要
1-1 環境教育と3Rの普及啓発	
(1)ごみ懇談会の開催	・町内会や各種団体、企業を対象に、環境学習の機会として「ごみ懇談会」を実施します。
(2)環境学習への支援	・小学生を対象に、学校の環境学習を支援する「環境学習支援事業」を実施します。 ・未就学児を対象に、幼少期からの環境学習の機会として「エコエコ紙芝居」を実施します。
(3)イベントにおける普及啓発事業	・春と秋の「ごみ減量・資源化促進月間」にあわせて、パネル展示などのイベントを実施するほか、各種団体が実施するイベントに参加し、ごみの3Rの取組などの情報提供や意識の定着を図ります。
(4)環境にやさしいライフスタイルの促進	・食品ロス削減につながるフードバンクや再使用を推進するフリーマーケットなど市民団体、民間団体の取組について紹介を行い、活動の支援や市民の参加を促進します。
1-2 生ごみ減量の促進	
(1)家庭における削減行動の推進	・生ごみの減量につながる、3キリ運動など、家庭でできる様々な工夫や取組について、広報・周知を行います。 ・生ごみ堆肥化容器、電動生ごみ処理機、ダンボールコンポスト等の広報・周知を行うほか、生ごみ堆肥化容器及び電動生ごみ処理機の購入助成を行います。
(2)事業者による生ごみ食品廃棄物削減の推進	・小売店や飲食店などの事業者に対し、食材の有効活用や生ごみ減量を促すための情報の提供や「宴会五箇条」の広報・周知を行います。
(3)食品ロス削減の推進	・家庭でできる食品ロス削減の工夫や取組について広報・周知を行うとともに、10月の食品ロス削減月間にあわせて、パネル展示等の普及啓発事業を実施します。 ・全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会の会員として、全国の自治体と連携しながら、食品ロス削減の取組を進めます。 ・先進事例の情報収集を行います。

◆基本方針2 「資源の循環的な利用促進」

施策	概要
2-1 資源ごみのリサイクル促進	
(1)分別排出ルールの周知徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ分別パンフレットや「ごみコミュニティメール」などの発行物やホームページやLINEアプリ、イベントなどの様々な媒体の活用により、分別や排出のルールについてわかりやすく周知を行います。 ・排出者の理解と協力のもとで、「Sの日」の計画収集と資源集団回収を継続し、資源の循環的な利用を促進します。
(2)資源集団回収の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・町内会や各種団体が実施する資源集団回収に対する奨励金の支給と回収事業者に対する協力金の交付により、地域での資源回収の取組を促進します。
(3)分別種類ごとのリサイクル促進	<ul style="list-style-type: none"> ・家電や小型家電のリサイクル、危険物や処理困難物、排出禁止物の適正処理について、周知を行います。 ・家庭で不要になった使用済小型家電を市有施設の回収拠点などで回収し、有用金属等の再資源化に努めます。 ・再生利用に関する新たな技術開発や先進事例について情報収集を行います。
2-2 事業系ごみのリサイクル促進	
(1)事業系一般廃棄物の資源化の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ懇談会やホームページなどを活用した情報提供や啓発を行い、事業者による廃棄物減量や資源化への取組を支援します。
(2)再生品使用の啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者に対し、事務用品など再生品の使用を推奨します。 ・公共施設等でのごみ減量化やグリーン購入法に基づく再生品の利用など、職員へのごみ減量意識の啓発を行います。
(3)環境に配慮した事業活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物減量や資源化促進、食品ロス削減などの取組を積極的に行う事業者をホームページなどで紹介し、活動の拡大につなげます。また、取組に対して一定の評価基準を設けて認定を行う制度について、先進事例などを研究します。

◆基本方針3 「適正排出・適正処理の促進」

施策	概要
3-1 適正排出の周知・啓発	
(1)情報媒体やイベントを活用した普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ分別パンフレットや「ごみコミュニティメール」の発行、ホームページやLINE アプリへの掲載、イベント時のパネル展示のほか、報道・放送機関などの媒体の協力を得て、効果的な周知を行います。 ・スマートフォンを活用した情報提供を行います。
(2)清掃指導員による個別指導	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ収集時に指導シールを活用するほか、清掃指導員による市内パトロールや巡回指導を行います。 ・ごみステーションからの資源物の持ち去り行為を防止するため、現況調査や指導を行います。
(3)不法投棄等の防止と自然環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・市内全域の定期巡回や民間事業者による夜間パトロールを実施し、不法投棄が確認された場合には、関係機関と連携して投棄者にごみの撤去を求めます。 ・ごみ適正分別の向上と、ごみ減量・リサイクルの施策立案に役立てるため、ごみの組成調査・分析について必要に応じて実施を検討します。 ・町内会や各種団体による清掃ボランティア活動に対するごみの無料収集などの支援を行います。
(4)災害廃棄物の適正処理	<ul style="list-style-type: none"> ・「帯広市災害廃棄物処理計画」（平成31年3月策定）に沿った手順書の作成作業を継続します。 ・災害発生時のごみ処理について広報紙などの媒体を利用し、定期的に広報・周知を行うほか、災害廃棄物処理にかかる職員向けの研修や訓練の実施を検討します。
3-2 ごみの計画的な収集・運搬	
(1)ごみステーションの適正な維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみステーション利用者及び管理者に対し、「ごみステーションの設置及び清潔保持に関する要綱」に沿ったごみステーションの適正な設置・管理に関する啓発や協力依頼を行います。 ・ごみ飛散防止対策として「からすよけサークル」の周知・普及を図ります。 ・ごみステーションの維持管理に対する町内会の負担感が増していることを踏まえ、他都市の事例を調査し、ステーションと戸別収集の各方式に要する費用の試算、担い手の確保、町内会への支援、市民と行政の役割分担等について調査研究を行います。
(2)サポート収集事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉分野との連携により、高齢者世帯や障害者世帯等のごみ排出困難世帯にごみ排出支援を行う「サポート収集事業」を行います。
(3)効率的な収集運搬体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・安定的なごみ収集体制を維持するために、民間委託事業者に対する業務指導を行います。民間委託の業務範囲を順次拡充します。
(4)中間処理施設・最終処分場の広域利用	<ul style="list-style-type: none"> ・中間処理施設及び最終処分場の安定的な運営等について協議します。 ・新しい中間処理施設の整備・運用について、事業主体である十勝圏複合事務組合や管内町村と連携を図ります。

3 廃棄物の種類、排出・収集計画

(1) 市が収集するごみ

ア 家庭系ごみ

【ごみの種別（具体例）、排出方法及び排出場所】

種別	分類内容（具体例）	排出方法	排出場所
燃やすごみ	<ul style="list-style-type: none"> ○生ごみ、紙、木等の可燃性のもの ○ペット砂など衛生処理が必要なもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・市の指定ごみ袋（5種類）に収納し、ごみステーションに排出します。 ・木の枝など指定袋が破れるおそれのある棒状・板状のもの（厚さ5cm以内・長さ1m以内で40ℓ相当）は、ごみ処理券を貼付します。 	<p>【一般家庭】</p> <p>路上ステーション方式を基本として、概ね30m～50m間隔で、町内会及び利用者と協議して決めた場所</p> <p>【共同住宅】</p> <p>入居戸数（4戸以上）により居住者専用のごみボックスを敷地内に設置することを基本として、共同住宅所有者等と市が協議して決めた場所</p>
燃やさないごみ	<ul style="list-style-type: none"> ○プラスチック等で燃やすと有害物質の発生するおそれのあるもの（プラスチック製容器包装は除く。） ○ガラス及び陶磁器等で燃やすぐみ以外のもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・市の指定ごみ袋（5種類）に収納し、ごみステーションに排出します。 ・割れたガラスなど指定ごみ袋が破れる恐れのあるものは、市の指示に従い危険防止の梱包を行い、その旨を表示し、ごみ処理券を貼付します。 ・金属製品やプラスチック製品など指定袋が破れるおそれのある棒状・板状のもの（厚さ5cm以内・長さ1m以内で40ℓ相当）は、ごみ処理券を貼付します。 	<p>新たに共同住宅（4戸以上）を建築する場合は、建築確認申請前に建築主と市が協議して決めた場所</p> <p>【設置基準】</p> <p>いずれの排出場所も「ごみステーション設置及び清掃保持に関する要綱」に定める設置基準に適合するか市と協議して決定します</p> <p>※上記の場所に排出ルールと分別ルールに従い排出する</p>

有害危険ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ○乾電池・コイン電池 ○水銀体温計・水銀温度計・水銀血圧計 ○蛍光管 ○ライター類 ○小型充電式電池・モバイルバッテリー ○加熱式たばこ・電子たばこ 	<ul style="list-style-type: none"> ・それぞれ分別し、透明又は半透明袋に収納し、ごみステーションに排出します。 ・蛍光管は、箱等に収納し、割れないよう梱包します。 ・小型充電式電池類は、金属端子部分をテープで絶縁した後、透明又は半透明袋に収納します。 	<p>【一般家庭】</p> <p>路上ステーション方式を基本として、概ね 30m～50m間隔で、町内会及び利用者で協議して決めた場所</p> <p>【共同住宅】</p> <p>入居戸数（4戸以上）により居住者専用のごみボックスを敷地内に設置することを基本として、共同住宅所有者等と市が協議して決めた場所</p>
資源ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ○缶類（スプレー缶） ○缶類（その他缶） ○びん類 ○ペットボトル 	<ul style="list-style-type: none"> ・それぞれ分別し、透明又は半透明袋に収納し、ごみステーションに排出します。 ・ふたを取り、中を軽く水洗いし、水分を除去します。 ・缶類（スプレー缶）は、中身を使い切って穴を開けずに収納します。 	<p>新たに共同住宅（4戸以上）を建築する場合は、建築確認申請前に建築主と市が協議して決めた場所</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ○プラスチック製容器包装 	<ul style="list-style-type: none"> ・それぞれ分別し、透明又は半透明袋に収納し、ごみステーションに排出します。 ・中身を残さないように水洗いし、水分を除去します。 	<p>【設置基準】</p> <p>いずれの排出場所も「ごみステーション設置及び清掃保持に関する要綱」に定める設置基準に適合するか市と協議して決定します</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ○紙製容器包装 ○雑誌・チラシ類 ○新聞紙 ○ダンボール ○紙パック類 	<ul style="list-style-type: none"> ・透明又は半透明袋等に収納するか、ひもで縛り、ごみステーションに排出します。 	<p>※上記の場所に排出ルールと分別ルールに従い排出する</p>
おむつ類	<ul style="list-style-type: none"> ○紙おむつ、布おむつ、尿とりパッド、お尻拭き、清拭綿 	<ul style="list-style-type: none"> ・汚物を取り除き、透明又は半透明袋に収納し、ごみステーションに排出します。 	
大型ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ○タンス等の最大の辺が概ね 2 m 以下で、重量が概ね 100 kg 以下のもの ○レンガ等 	<ul style="list-style-type: none"> ・大型ごみ受付センターに申し込み、条例及び規則で定める手数料、基準等により排出します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・申込時に排出者と協議して市が指定した場所

【収集方法及び処理方法】

種別	収集方法	処理方法
燃やすごみ	・週2回（月・木曜日又は火・金曜日）	①くりりんセンターへ搬入
おむつ類	・収集地区を指定	②焼却又は破碎処理（一部資源化）
燃やさないごみ	・隔週1回（水曜日）	③焼却灰等をうめ～るセンター美加登で埋立
有害危険ごみ	・収集地区を指定	①くりりんセンターへ搬入 ②一時保管 ③委託先で無害化处理（一部再生利用）
資源ごみ	・週1回（月～金曜日） ・収集地区を指定	①十勝リサイクルプラザへ搬入 ②選別等中間処理 ③指定法人又は再生処理業者へ搬出
大型ごみ	・随時 ・申込時に収集日を指定	①くりりんセンターへ搬入 ②破碎処理（一部資源化） ③残さ等をうめ～るセンター美加登で埋立

イ サポート収集事業（戸別収集サービス事業）

高齢者、障害者、傷病者世帯等で、ごみをごみステーションに排出することが困難な世帯に対して玄関先等で収集を行います。

（2）事業系ごみ

事業系ごみは、事業者自らの責任により処理しなければならないため、自己処理又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という。）第7条第1項により許可を受けた事業者へ委託します。

種別	具体例	排出方法等
燃やすごみ	・事業所等から出る紙くず、調理くず、茶殻など	・分別の上、排出者自ら又は一般廃棄物処理業者（以下「許可業者」という。）に委託して処理施設へ搬入します。
燃やさないごみ	・従業員の個人消費（飲食）に伴って生じたプラスチック製弁当容器・缶など	・許可業者に委託する場合、排出者は十勝圏複合事務組合（以下「組合」という。）が定める手数料（以下「組合手数料」という。）のほか、当該許可業者が定める収集運搬手数料を負担します。
資源ごみ	・ダンボール、カタログ、缶等の金属類等、資源化が可能なもの	・分別の上、排出者自ら又は資源回収業者等に委託して再生処理業者へ搬入します。
抜根等		・排出者自ら又は許可業者に委託して処理施設へ搬入します。

(3) その他のごみ

ごみの区分	具体例	排出方法等
自己搬入ごみ		<ul style="list-style-type: none"> 排出者自らくりりんセンターに搬入する場合、排出者は組合が定める搬入基準等に従うとともに組合手数料を負担します。
多量の一般廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> 引っ越し等による多量の片付けごみ 	<ul style="list-style-type: none"> 帯広市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第 11 条に定める多量の一般廃棄物を排出する際に、許可業者に委託する場合、排出者は当該許可業者が定める収集運搬手数料及び組合手数料を負担します。
小型家電リサイクル法に規定する使用済小型家電	<p>【ボックス回収】</p> <ul style="list-style-type: none"> 小型家電回収ボックス(投入口 30 cm×30 cm)に入る小型家電対象品目 パソコン・携帯電話専用回収ボックス(投入口 45 cm×55 cm)に入るノートパソコン、デスクトップ型パソコン本体、液晶ディスプレイ一体型パソコン、携帯電話・PHS <p>【宅配便回収】</p> <ul style="list-style-type: none"> 3辺の合計が 140 cm以内のダンボールに入る小型家電 	<p>【ボックス回収】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市内 14 か所の回収拠点にある回収ボックスに小型家電を投入します。 排出者は市役所 1 階総合案内、清掃事業課に設置した専用ボックスに、パソコン・携帯電話等の個人情報の保護を必要とする品目を投入します。 市は再生処理契約を締結した認定事業者に、回収ボックス・専用ボックスから収集した小型家電・パソコン・携帯電話等を引渡します。 <p>【宅配便回収】</p> <ul style="list-style-type: none"> 排出者自らが市と協定を締結した認定事業者に、宅配便により、小型家電を引渡します。
犬・猫等動物の死体	<ul style="list-style-type: none"> 市道等で発見された飼い主不明の犬・猫の死体 	<ul style="list-style-type: none"> 市は通報者からの連絡がある都度回収し、死体は火葬により処理します。

(4) 市で処理（収集・運搬）しないごみ

ごみの区分	排出方法等
事業系一般廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> 排出者が一般廃棄物又は産業廃棄物収集運搬許可業者に委託します。
浄化槽汚泥・処理水・便槽洗浄汚水	
特別管理一般廃棄物	
産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物	
家電リサイクル法に規定する特定家庭用機器（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）	<ul style="list-style-type: none"> 排出者がリサイクル料金を支払い、指定引取場所（㈱鈴木商会十勝事業所又は札幌通運㈱十勝支店）に持ち込みます。 排出者がリサイクル料金を支払い、収集運搬手数料を負担して家電小売店に依頼します。
フロン排出抑制法に規定する空調機器及び冷凍冷蔵機器で、冷媒としてフロン類が用いられている機器	<ul style="list-style-type: none"> 排出者が第一種フロン類充填回収業者（北海道エコシス㈱又は㈱タナベ）にフロン類の回収と機器の廃棄処分を合わせて依頼します。 排出者が上記の第一種フロン類充填回収業者にフロン類の回収を依頼し、フロン類回収業者から交付される引取証明書の写しを添付して当該機器をくりりんセンターに搬入します。
液状のもの	<ul style="list-style-type: none"> 排出者が販売店等に相談します。
その他くりりんセンターにおいて処理が困難なもの（消火器、タイヤ、オートバイ・スクーター、バッテリー、農薬、ガスボンベ等）	

(5) 一般廃棄物の収集・運搬に関する許可

事業系一般廃棄物のうち汚泥・汚水・多量の抜根類、及び家庭系一般廃棄物（引越しごみや遺品整理、草刈り等にもなう一時多量排出ごみ）の収集・運搬については、新規の許可申請を受け付けます。

上記以外の事業系一般廃棄物の収集・運搬については、既存の許可業者によって適正処理を行う体制が十分に確保されていることから、原則として新規の許可処分は行いません。

4 処理主体

(1) ごみの処理主体

家庭ごみ(資源集団回収など一部を除く。)及び事業系ごみ(一部を除く。)の処理主体は次のとおりです。

区分	ごみの種別	主体	収集・運搬、処理方法
収集・運搬	燃やすごみ	市(直営及び委託5社) 排出者 許可業者	計画収集(市の直営・委託)による運搬、 自己搬入、許可業者による収集・運搬
	おむつ類		
	燃やさないごみ		
	大型ごみ		
	有害危険ごみ		
	資源ごみ	市(直営及び委託6社)	計画収集(市の直営・委託)による運搬
中間処理	燃やすごみ	組合(くりりんセンター)	焼却処理
	おむつ類		破砕処理及び一部資源化
	燃やさないごみ		
	大型ごみ		
	有害危険ごみ		一時保管後、無害化处理(委託)
	資源ごみ	十勝リサイクルプラザ(組合委託)	選別・資源化处理
	抜根等	許可業者	資源化处理
最終処分等	燃やすごみ	組合(うめ〜るセンター美加登)	埋立処分(焼却灰及び破砕残さ等)
	おむつ類		
	燃やさないごみ		
	大型ごみ		
	有害危険ごみ		一部再生利用(再資源化)
	資源ごみ	指定法人又は再生処理業者	再生利用

※資源ごみの処理プロセス

品目		収集・運搬	選別・保管	出荷先	
金属	アルミ缶・スチール缶	直営及び委託	十勝リサイクルプラザ	(一時保管)	再生処理業者
ガラスびん	無色びん・茶色びん			(色選別)	指定法人
	その他びん				
紙類	新聞紙・雑誌・チラシ類			(一時保管)	再生処理業者
	紙パック・ダンボール				
廃プラスチック	紙製容器包装				指定法人
	ペットボトル	(選別・減容)	指定法人他		
	プラスチック製容器包装		指定法人		

(2) 一般廃棄物の中間処理に関する許可

事業活動にともなって生じる抜根類の中間処理については、適正処理を図るにあたり、市内の処理施設が充足しているとはいえないことから、新規の許可申請を受け付けます。

上記以外の中間処理については、現行の体制で適正処理が図られており、市内の処理施設も充足していることから、原則として新規の許可処分は行いません。

第3章 生活排水処理実施計画

1 し尿、浄化槽汚泥等処理計画量

区分	令和7年度計画量
し尿	3,643 kℓ
浄化槽汚泥等	3,358 kℓ
合計	7,001 kℓ

2 収集・運搬計画

(1) し尿

市が定める年間し尿収集日程表に従い計画的に収集します（一部地域は申込制）。また、計画に定めのない事項については、その都度市が決定します。

なお、収集・運搬については、市内を2地区に分割し、地区を指定する委託業者2社が行い、市が条例で定めるし尿処理手数料をし尿処理券により徴収します。

(2) 浄化槽汚泥等

浄化槽汚泥及び便槽洗浄汚水の排出者は、廃掃法第7条第1項により許可を受けた者に処理の委託を行うものとします。

3 処理主体

生活排水（し尿及び浄化槽汚泥等）の処理主体は次のとおりです。

種類	収集（清掃）・運搬	主体	中間処理	最終処分等
し尿	市（委託2社）	組合	十勝川浄化センター内「汚水処理施設」で処理	最終処分場へ埋立（一部再生利用）
浄化槽汚泥等	許可業者			

【参 考】 関連法令抜粋

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 137 号）

（一般廃棄物処理計画）

第六条 市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。

- 2 一般廃棄物処理計画には、環境省令で定めるところにより、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
 - 二 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
 - 三 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
 - 四 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
 - 五 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項
- 3 市町村は、その一般廃棄物処理計画を定めるに当たっては、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し関係を有する他の市町村の一般廃棄物処理計画と調和を保つよう努めなければならない。
- 4 市町村は、一般廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年 9 月 23 日厚生省令第 35 号）

（一般廃棄物処理計画）

第一条の三 法第六条第一項に規定する一般廃棄物処理計画には、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画及び基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定める実施計画により、同条第二項各号に掲げる事項を定めるものとする。